

消費・安全局 設置から3ヶ月間のとりくみのポイント

平成15年10月
農林水産省消費・安全局

食品安全委員会との適切な関係の構築

食品のリスク評価を行う食品安全委員会に対し、順次、食品健康影響評価を依頼しています。また、食品安全委員会、農林水産省、厚生労働省などと定期的な連絡会議を開催し、情報交換を進めています。

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会の運営

○ 消費・安全分科会

新たに設置された食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会(分科会長:山本豊上智大学法学部教授)において、食料の消費の改善や安全性の確保に関する施策について、審議を開始しました(第1回、8月7日)。

○ 家畜衛生部会

消費・安全分科会に家畜衛生部会を設置し(部会長:田嶋尚子東京慈恵医科大学教授)、家畜の飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針などに関する審議を開始しました(第1回、9月22日)。

農薬の適正使用の推進と取締などの実施(その1)

○ 農薬の容器又は包装の表示に関する一斉点検の実施

農薬の容器又は包装の表示について農薬製造者に対し一斉点検を指示し、誤表示をした農薬製造者23社に対して、回収状況、原因究明、再発防止策などについて報告命令などを行いました。また、これらの誤表示の状況を公表しました(7月23日、8月5日、8月13日、9月4日)。

○ 無登録農薬の立入検査などの実施

無登録農薬の製造販売に関して関係業者などへの立入検査などを実施するとともに(7月3日、7月4日、8月6日)、全都道府県に対し取締の徹底を指示しました(7月10日)。また、この無登録農薬に関する取締の実施状況を公表しました(7月11日)。

農薬の適正使用の推進と取締などの実施(その2)

○ 農薬に関するパブリックコメントの募集、回答の公表

農薬使用基準などの策定に当たって、関係者の意見を反映させる観点から、順次、パブリックコメントを実施しています。

○ マイナー作物の暫定農薬使用の承認

使用できる農薬が少ない地域特産的作物(マイナー作物)について類似性の高い作物のグループ化を図り、グループ化のできないものについては、当分の間、農林水産大臣が都道府県知事から申請された作物を承認することとしています。マイナー作物の暫定農薬使用については、12月まで順次、承認を行い、承認数を拡大しています(第4回:7月29日、第5回:9月12日)。

農薬の適正使用の推進と取締などの実施(その3)

○ 住宅地などに対する農薬の飛散防止

農薬については、飛散することで人畜に危害を及ぼすおそれがあります。このため、公共施設や住宅地に近接する場所での病虫害の防除について、極力、農薬散布以外の方法をとるべきことや、やむを得ず農薬を使用しなければならない場合の注意事項などを定め、農薬使用者などに対する遵守指導を行うよう、都道府県や関係者に通知を発出しました(9月16日)。

○ 病虫害防除基準の適正化

都道府県が定める病虫害の防除基準などについて、一部の県に誤記載があったことから、病虫害防除基準等の誤記載について都道府県に対し指導を行いました(7月7日)。あわせて適正化措置の実施状況などについて調査を行い、その結果を公表しました(8月20日)。

BSE対策の推進

○ 死亡牛のBSE全頭検査の実施

24か月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査については、16年4月の完全実施に向けて準備を進めていますが、現在、検査実施県数を36県まで拡大したところです。また、その検査結果については、毎月公表しています(7月30日、8月29日、9月30日)。

○ カナダ産牛肉等が米国経由で輸入されないための体制の確立

カナダのBSE発生を契機とする米国との協議について合意し、カナダ産牛肉等が米国経由で輸入されないための体制を確立しました。

○ BSE感染源・感染経路の究明

第18回BSEに関する技術検討会・第7回BSE疫学検討チーム合同検討会を開催し、BSE疫学検討チーム報告書をとりまとめました(9月30日)。

食品表示に関する監視の徹底

○ 表示110番、食品表示ウォッチャーの活用

「食品表示110番」や「食品表示ウォッチャー」(約3,800名の設置を予定)を活用した食品表示の監視を実施しています。食品表示110番による監視結果については毎月、食品表示ウォッチャーによる監視結果については概ね四半期ごとにとりまとめます。

○ 不正表示に対する厳正な対処

食品表示については、職員約2,000名体制で調査を実施し、不正表示が発見された場合には、JAS法に基づく指示、公表も含めて厳正に対処しています。また、日常的な監視業務として、食品表示の一般調査を実施(半年ごとにとりまとめ)するほか、消費者の特に関心の高い品目については、特別調査を実施しています。

リスクコミュニケーションの推進

農林水産大臣と消費者等との懇談会を定期的に行っています。地方段階においても、随時、地方農政局ごとに関係者との懇談会を開催しています。また、残留農薬をはじめ、個別テーマごとのリスクコミュニケーションを順次行っていきます。

- ・ (独)農林水産消費技術センターのホームページに「食の安全・安心情報交流ひろば」を設置し、食の安全・安心情報の提供を開始(7月1日)
- ・ 農林水産大臣と関係団体等との意見交換会(7月7日)
- ・ 農林水産大臣と消費者等との定例懇談会(第1回、7月17日)
- ・ 食の安全・安心に関する意見交換会等
(8月24日:山梨県、9月8日:東京都、9月25日:大阪府、9月26日:石川県、10月7日:熊本県)
- ・ 食品に関するリスクコミュニケーション(消費者団体との施策意見交換会)
(第1回:9月10日、第2回:9月30日、テーマ:残留農薬)